

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	3
◎高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例	4
◎高知県行政手続条例の一部を改正する条例	5
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例	9
◎高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	9
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	9
◎高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例	15
◎公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	15

公布された条例のあらまし

◆高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（高知県条例第44号）

- 1 条例制定の目的
特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）に基づき一級河川仁淀川水系日下川が特定都市河川として指定されることに伴い、法を施行するため、法、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、法等に基づく事務の一部を協議の調った市町村が処理することができることとした。
- 2 主要な内容
 - （1） 雨水貯留浸透施設の標識の設置について定めること。（第3条）
 - （2） 保全調整池の標識の設置について定めること。（第4条）
 - （3） 貯留機能保全区域の標識の設置について定めること。（第5条）
 - （4） 次に掲げる事務は、土佐市、佐川町及び日高村が処理することとすること。（第6条）
 - ア 雨水浸透阻害行為の許可等
 - イ 雨水浸透阻害行為の変更の許可等
 - ウ 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了及び廃止の届出の受理並びに完了の検査
 - エ 雨水貯留浸透施設の標識の設置等
 - オ 雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償等
 - カ 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可等
 - キ 雨水浸透阻害行為の許可の取消し、雨水浸透阻害行為の変更の許可に付した条件の変更、工事の停止命令等
 - ク 雨水浸透阻害行為に係る土地への立入り及び当該雨水浸透阻害行為に関する工事の状況等の検査
 - ケ 雨水浸透阻害行為の許可を受けた者等に対する報告の徴収等
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- 3 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（高知県条例第45号）

- 1 条例制定の目的
学校給食費等の公会計化を実施することに伴い、県立学校の一部における学校給食の実施及び県立の特別支援学校の寄宿舎における寄宿舎食の実施について定めるとともに、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - （1） この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
 - （2） 県は、県立学校のうち教育委員会規則で定める学校において学校給食を、県立の特別支援学校の寄宿舎において寄宿舎食を実施するものとする。（第3条）
 - （3） 学校給食費等の徴収及び減免について定めること。（第4条及び第5条）
 - （4） この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。（附則第2項）
- 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2の(4)は、公布の日から施行することとした。

◆高知県行政手続条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行による大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、第1条並びに附則第2項及び第5項の規定は令和6年12月12日から、第2条及び附則第3項の規定は令和7年3月1日から施行することとした。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮し、高知県立県民文化ホールの利用施設に係る利用料金、入場料及び使用料の上限額の改定等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立美術館の利用料金、観覧料及び使用料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立文学館の通常の展示に係る利用料金及び観覧料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第51号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担を考慮し、高知県立歴史民俗資料館の通常の展示に係る利用料金及び観覧料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰、高知県立牧野植物園の磨き上げ整備等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮し、同園の利用料金及び入園料の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第53号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行により公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第54号）

1 条例改正の目的

地域の実情を踏まえた開発行為の規制の緩和を図るため、市街化調整区域内における開発行為の許可基準としての道路の幅員について見直しを行うとともに、国の開発許可制度運用指針が一部改正されたことを考慮し、市街化調整区域内において建築等をすることができる建築物等として圧縮水素スタンドを追加することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）

1 条例改正の目的

近年の物価高騰等の状況を踏まえた適切な受益者負担等を考慮し、県が設置する都市公園のうち、高知公園及び春野総合運動公園に係る利用料及び利用料金の上限額の改定等をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第56号）

1 条例改正の目的

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行により消費税法（昭和63年法律第108号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第57号）

1 条例改正の目的

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたこと等を考慮し、異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用することとした。

条 例

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。
令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第44号
高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）を施行するため、法、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号。以下「政令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法、政令及び省令において使用する用語の例による。
(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 法第38条第3項の雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識（以下この条において「標識」という。）は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 標識は、当該雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。
(保全調整池の標識の設置)

第4条 法第45条第1項の保全調整池が存する旨を表示した標識（以下この条において「標識」という。）は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 標識は、当該保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。
(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の貯留機能保全区域である旨を表示した標識（以下この条において「標識」という。）は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置

- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
(4) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 標識は、当該貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。
(事務処理の特例)
- 第6条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、政令、省令、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、土佐市、佐川町及び日高村が処理することとする。
- (1) 法第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可（法第31条第1項及び省令第16条第1項の規定による申請書の受理を含む。）
(2) 法第34条の規定に基づく前号の雨水浸透阻害行為の許可への条件の付加
(3) 法第35条（法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の協議の実施（省令第16条第1項及び第29条第1項の規定による協議書の受理を含む。）
(4) 法第36条第1項（法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の処分及び法第36条第2項（法第37条第4項において準用する場合及び法第39条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による当該処分に係る文書による通知
(5) 法第37条第1項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可（同条第2項の規定による申請書の受理を含む。）
(6) 法第37条第3項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の届出の受理
(7) 法第37条第4項において準用する法第34条の規定に基づく第5号の雨水浸透阻害行為の変更の許可への条件の付加
(8) 法第38条第1項（法第37条第5項の規定により、第5号の雨水浸透阻害行為の変更の許可を受けた場合又は第6号の雨水浸透阻害行為の変更の届出をした場合において、当該変更の許可又は届出に係る当該変更後の内容を法第30条の許可の内容とみなして適用するとき（以下この条において「変更許可等のみなし適用」という。）を含む。）及び省令第26条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了及び廃止の届出の受理
(9) 法第38条第2項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による前号の雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の検査
(10) 法第38条第3項（変更許可等のみなし適用を含む。）及び第3条の規定による雨水貯留浸透施設の標識の設置
(11) 法第38条第5項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による雨水貯留浸透施設の標識の移転等の承諾
(12) 法第38条第6項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による第10号の雨水貯留浸透施設の標識の設置に伴う損失の補償
(13) 法第38条第7項（変更許可等のみなし適用を含む。）の規定による前号の損失の補償についての当該損失を受けた者との協議
(14) 法第38条第8項（変更許可等のみなし適用を含む。）、政令第11条及び省令第28条の規定に基づく前号の協議が成立しない場合における収用委員会への裁決の申請
(15) 法第39条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（同条第2項及び省令第29条第1項の規定による申請書の受理を含む。）
(16) 法第39条第4項において読み替えて準用する法第34条の規定に基づく前号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可への条件の付加

- (17) 法第41条第1項の規定に基づく第1号の雨水浸透阻害行為の許可及び第15号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の取消し、第7号の雨水浸透阻害行為の変更の許可に付した条件及び前号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可に付した条件の変更並びに工事その他の行為の停止命令及び必要な措置の命令
(18) 法第41条第2項の規定に基づく前号の措置の実施等及び当該措置を行う旨の公告
(19) 法第41条第3項及び省令第31条の規定による第17号の停止命令又は必要な措置の命令をした旨の公示
(20) 法第42条第1項の規定に基づく雨水浸透阻害行為に係る土地への立入り及び当該雨水浸透阻害行為に関する工事の状況等の検査
(21) 法第43条第1項の規定に基づく第1号の雨水浸透阻害行為の許可を受けた者に対する報告の徴収、資料の提出の要求並びに助言及び勧告
(22) 法第43条第2項の規定に基づく第15号の雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可を受けた者に対する報告の徴収、資料の提出の要求並びに助言及び勧告
(23) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第45号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立学校における学校給食及び寄宿舎食の実施並びに学校給食費、寄宿舎食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。第3号において「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
(2) 寄宿舎食 県立の特別支援学校の寄宿舎において提供する食事をいう。
(3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第2項の規定により同項に規定する保護者等が負担することとなる経費をいう。
(4) 寄宿舎食費 寄宿舎食に要する経費のうち、保護者等（幼児、児童又は未成年の

生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第4条第1項において同じ。）が負担することとなる経費をいう。

（5）教職員学校給食費等 幼児、児童及び生徒以外の者であって、学校給食又は寄宿舎食と同様の食事の提供を受ける教職員その他のもの（第4条第1項において「教職員等」という。）が負担する経費をいう。

（6）学校給食費等 学校給食費、寄宿舎食費及び教職員学校給食費等をいう。（学校給食等の実施）

第3条 県は、県立学校のうち教育委員会規則で定める学校において、学校給食を実施するものとする。

2 県は、県立の特別支援学校の寄宿舎において、寄宿舎食を実施するものとする。（学校給食費等の徴収等）

第4条 知事は、前条第1項の規定により実施される学校給食又は同条第2項の規定により実施される寄宿舎食の提供を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等及び教職員等（第3項において「学校給食費等負担者」という。）から学校給食費等を徴収するものとする。

2 学校給食費等の額は、教育委員会規則で定める。

3 学校給食費等負担者は、学校給食費等を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

（学校給食費等の減免）

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



高知県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第46号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「第2編第11章」を「第2編第12章」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第47号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条（見出しを含む。）中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条の表1の項中「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表2の項中「第10条第5項」を「第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表3の項中「第10条第6項」を「第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

第2条 高知県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第14条の表1の項中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表2の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表3の項中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（1）第1条並びに次項及び附則第5項の規定 令和6年12月12日

（2）第2条及び附則第3項の規定 令和7年3月1日

（経過措置）

2 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法の施行の日の前日において免許を受けている改正法第1条の規定による改正前的大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下この項において「第1条改正前大麻法」という。）第2条第2項に規定する大麻栽培者又は同条第3項に規定する大麻研究者に対し、当該免許の有効期間内において、前項第1号に定める日以後に第1条改正前大麻法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更又は同条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付を行う場合は、第1条の規定による改正後の高知県手数料徴収条例（以下「第1条改正後手数料条例」という。）の規定にかかわらず、同条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例第14条の規定により手数料を徴収する。

3 改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日において免許を受けている改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第1条改正後大麻法」という。）第2条第4項に規定する大麻草採取栽培者に対し、当該免許の有効期間内において、附則第1項第2号に定める日以後に第1条改正後大麻法第6条第3項の規定に基づく大麻

草採取栽培者の登録事項の変更又は第1条改正後大麻法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付を行う場合は、第2条の規定による改正後の高知県手数料徴収条例（附則第5項において「第2条改正後手数料条例」という。）の規定にかかわらず、第1条改正後手数料条例第14条の規定により手数料を徴収する。

- 4 改正法附則第6条の規定に基づき、附則第1項第1号に定める日前に第1条改正後大麻法第5条第1項の免許を受けようとする者から申請があった場合は、第1条改正後手数料条例第14条の規定の例により手数料を徴収する。
- 5 改正法附則第7条の規定に基づき、附則第1項第2号に定める日前に改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の免許を受けようとする者から申請があった場合は、第2条改正後手数料条例第14条の規定の例により手数料を徴収する。



高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第48号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「12月27日から翌年の1月1日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

第6条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4） 災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、利用施設を安全に利用することが困難であると認めるとき。

第8条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5） 災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、利用施設を安全に利用することが困難であると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

別表の1の（1）の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分			利用料金の上限額			
			午前	午後	夜間	全日
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合	42,820円	56,700円	76,380円	175,900円
		500円以下の入場料を徴収する場合	53,190円	70,110円	94,300円	217,600円
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	66,490円	88,250円	119,700円	274,440円

土・日・休日		2,000円以下の入場料を徴収する場合	79,800円	106,370円	143,860円	330,030円
		3,000円以下の入場料を徴収する場合	93,090円	123,310円	166,840円	383,240円
		4,000円以下の入場料を徴収する場合	106,370円	141,440円	191,010円	438,820円
		5,000円以下の入場料を徴収する場合	119,700円	158,370円	215,200円	493,270円
		5,000円を超える入場料を徴収する場合	132,980円	176,510円	239,380円	548,870円
		入場料を徴収しない場合	50,910円	68,270円	92,580円	211,760円
		500円以下の入場料を徴収する場合	64,070円	84,630円	114,840円	263,540円
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	79,800円	106,370円	143,860円	330,030円
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	96,720円	128,150円	172,870円	397,740円
		3,000円以下の入場料を徴収する場合	111,230円	148,700円	200,690円	460,620円
小ホール	平日	4,000円以下の入場料を徴収する場合	128,150円	170,460円	229,710円	528,320円
		5,000円以下の入場料を徴収する場合	143,860円	191,010円	258,720円	593,590円
		5,000円を超える入場料を徴収する場合	159,580円	212,770円	287,730円	660,080円
		入場料を徴収しない場合	11,330円	15,040円	20,370円	46,740円
		500円以下の入場料を徴収する場合	14,980円	19,950円	26,950円	61,880円

		1, 000円以下の入場料を徴収する場合	21, 040円	28, 040円	37, 830円	86, 910円	
		2, 000円以下の入場料を徴収する場合	27, 450円	36, 500円	49, 310円	113, 260円	
		3, 000円以下の入場料を徴収する場合	33, 600円	44, 850円	60, 560円	139, 010円	
		4, 000円以下の入場料を徴収する場合	40, 010円	53, 310円	71, 910円	165, 230円	
		5, 000円以下の入場料を徴収する場合	46, 280円	61, 660円	83, 270円	191, 210円	
		5, 000円を超える入場料を徴収する場合	52, 580円	70, 110円	94, 640円	217, 330円	
		土・日・休日	入場料を徴収しない場合	13, 530円	18, 060円	24, 410円	56, 000円
			500円以下の入場料を徴収する場合	18, 000円	23, 940円	32, 280円	74, 220円
			1, 000円以下の入場料を徴収する場合	25, 260円	33, 600円	45, 320円	104, 180円
			2, 000円以下の入場料を徴収する場合	32, 870円	43, 760円	59, 110円	135, 740円
			3, 000円以下の入場料を徴収する場合	40, 370円	53, 790円	72, 660円	166, 820円
			4, 000円以下の入場料を徴収する場合	48, 000円	63, 950円	86, 310円	198, 260円
			5, 000円以下の入場料を徴収する場合	55, 620円	73, 980円	99, 730円	229, 330円
		5, 000円を超える入場料を徴収する場合	63, 220円	84, 010円	113, 390円	260, 620円	
	リハーサル室		3, 140円	4, 230円	5, 680円	13, 050円	

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第49号

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「240円」を「260円」に、「340円」を「370円」に改める。

別表第2の1の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	基準額	
	基本利用料金（午前9時から午後5時まで）	時間外利用料金（1時間につき）
県民ギャラリー	22,250円	2,790円
企画展示室（1）	55,640円	6,960円
企画展示室（2）	55,640円	6,960円
会議室	3,790円	480円
講義室	3,700円	470円
創作室	5,990円	750円
中庭	19,100円	2,390円

別表第2の2の（1）の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		基準額			
		午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	9,390円	12,920円	17,620円	39,930円
	土・日・休日	11,740円	15,250円	21,120円	48,110円
リハーサル室		830円	1,050円	1,400円	3,280円
楽屋		1,630円	2,240円	3,050円	6,920円

別表第3の表中「860円」を「950円」に、「1,720円」を「1,900円」に、「4,910円」を「5,410円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第50号

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「340円」を「370円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第51号

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「430円」を「460円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第52号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

670円	580円	2,670円
------	------	--------

」

を

「

780円	690円	2,280円
------	------	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第53号**

**公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の一部を改正する条例**

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例（平成15年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項第9号」を「第4条第2項第10号」に、「に規定する土地の譲渡のうち、」を「の規定による」に改める。

第2条中「以下」を「以下この条において」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第54号

高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第7号中「7メートル」を「6.5メートル」に改める。

第10条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条第2号中「7メートル」を「6.5メートル」に改め、同号ただし書中「認める」を「認められる」に改め、同条第3号中「及び」を「又は」に、「自動車用液化石油ガススタンド」を「自動車用の液化石油ガススタンド若しくは圧縮水素スタンド」に、「7メートル」を「6.5メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第55号**

**高知県立都市公園条例の一部を改正する条例**

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「利用料等」を「使用料等」に改め、同条ただし書中「利用料の」を「その」に改める。

別表第5の1の(1)の表中「390円」を「460円」に改め、同表の4の(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 野球場

| 区分          |                |       | 利用料      |          |          |                |
|-------------|----------------|-------|----------|----------|----------|----------------|
|             |                |       | 基本利用料    |          |          | 時間外利用料（1時間につき） |
|             |                |       | 午前       | 午後       | 全日       |                |
| 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |       | 31,990円  | 38,400円  | 64,000円  | 11,820円        |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 191,330円 | 229,540円 | 382,580円 | 70,280円        |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 3,540円   | 4,260円   | 7,100円   | 1,310円         |
|             |                | その他の者 | 7,100円   | 8,530円   | 14,220円  | 2,620円         |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 35,540円  | 42,660円  | 71,120円  | 13,130円        |

(2) ソフトボール場

| 区分         |                |       | 利用料     |         |          |                |
|------------|----------------|-------|---------|---------|----------|----------------|
|            |                |       | 基本利用料   |         |          | 時間外利用料（1時間につき） |
|            |                |       | 午前      | 午後      | 全日       |                |
| 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツ      |       | 13,440円 | 16,190円 | 27,020円  | 4,690円         |
|            | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 80,680円 | 96,810円 | 161,350円 | 28,620円        |
| 入場料を徴収しない場 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 1,410円  | 1,750円  | 2,960円   | 510円           |
|            |                |       |         |         |          |                |

|   |                |       |         |         |         |        |
|---|----------------|-------|---------|---------|---------|--------|
| 合 |                | その他の者 | 2,960円  | 3,600円  | 6,000円  | 1,040円 |
|   | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 14,990円 | 18,040円 | 30,070円 | 5,250円 |

## (3) 運動広場

## ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D

| 区分             |       |    | 利用料    |         |         |                |        |
|----------------|-------|----|--------|---------|---------|----------------|--------|
|                |       |    | 基本利用料  |         |         | 時間外利用料（1時間につき） |        |
|                |       |    | 午前     | 午後      | 全日      |                |        |
| アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 全面 | 2,340円 | 2,780円  | 4,700円  | 680円           |        |
|                |       | 半面 | 1,180円 | 1,400円  | 2,350円  | 350円           |        |
|                | その他の者 | 全面 | 4,700円 | 5,630円  | 9,370円  | 1,400円         |        |
|                |       | 半面 | 2,350円 | 2,820円  | 4,690円  | 700円           |        |
| アマチュアスポーツ以外のもの |       |    | 全面     | 23,500円 | 28,200円 | 47,010円        | 7,080円 |
|                |       |    | 半面     | 11,760円 | 14,110円 | 23,510円        | 3,540円 |

## イ 運動広場C

| 区分             |       |  | 利用料     |         |         |                |
|----------------|-------|--|---------|---------|---------|----------------|
|                |       |  | 基本利用料   |         |         | 時間外利用料（1時間につき） |
|                |       |  | 午前      | 午後      | 全日      |                |
| アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 |  | 1,180円  | 1,400円  | 2,350円  | 350円           |
|                | その他の者 |  | 2,350円  | 2,820円  | 4,690円  | 700円           |
| アマチュアスポーツ以外のもの |       |  | 11,760円 | 14,110円 | 23,510円 | 3,540円         |

別表第5の4の(4)のアの(ア)を次のように改める。

## (ア) 専用の場合

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

| 区分             |       | 利用料     |         |         |                |
|----------------|-------|---------|---------|---------|----------------|
|                |       | 基本利用料   |         |         | 時間外利用料（1時間につき） |
|                |       | 午前      | 午後      | 全日      |                |
| アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 1,730円  | 2,070円  | 3,470円  | 480円           |
|                | その他の者 | 3,470円  | 4,150円  | 6,920円  | 1,030円         |
| アマチュアスポーツ以外のもの |       | 17,350円 | 20,800円 | 34,710円 | 5,190円         |

別表第5の4の(4)のアの(イ)の表中「121円」を「130円」に、「240円」を「250円」に改め、同表の4の(4)のイの表中

|      |        |
|------|--------|
| 121円 | 4,770円 |
| 240円 | 4,770円 |

を

|      |        |
|------|--------|
| 130円 | 4,960円 |
| 250円 | 4,960円 |

に改め、同表の4の(5)の表中「220円」を「230円」に、「450円」を「470円」に改め、同表の4の(6)を次のように改める。

## (6) 体育館

| 区分    |            |                |     | 利用料   |          |          |                |         |
|-------|------------|----------------|-----|-------|----------|----------|----------------|---------|
|       |            |                |     | 基本利用料 |          |          | 時間外利用料（1時間につき） |         |
|       |            |                |     | 午前    | 午後       | 全日       |                |         |
| 大アリーナ | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツ      |     | 全面    | 24,070円  | 36,100円  | 52,950円        | 7,220円  |
|       |            | アマチュアスポーツ以外のもの |     | 全面    | 319,700円 | 483,140円 | 710,490円       | 96,610円 |
|       | 入場         | アマ             | 児童・ | 全面    | 6,000円   | 9,010円   | 13,230円        | 2,250円  |

|         |           |          |                |             |         |         |          |         |      |
|---------|-----------|----------|----------------|-------------|---------|---------|----------|---------|------|
|         | 料を徴収しない場合 | ジュニアスポーツ | 生徒             | 全面          | 3,600円  | 5,400円  | 7,930円   | 1,080円  |      |
|         |           |          |                | 1/3面        | 2,410円  | 3,600円  | 5,290円   | 710円    |      |
|         |           |          | その他の者          | 全面          | 12,040円 | 18,040円 | 26,470円  | 4,490円  |      |
|         |           |          |                | 全面          | 7,220円  | 10,820円 | 15,880円  | 2,160円  |      |
|         |           |          |                | 1/3面        | 4,810円  | 7,220円  | 10,590円  | 1,430円  |      |
|         |           |          | アマチュアスポーツ以外のもの | 全面          | 60,180円 | 90,240円 | 129,740円 | 18,040円 |      |
|         |           | 全面       |                | 36,100円     | 54,150円 | 79,430円 | 10,820円  |         |      |
|         |           | 1/3面     |                | 24,070円     | 36,100円 | 52,950円 | 7,220円   |         |      |
|         |           | 小アリーナ    | 児童・生徒          |             |         | 1,500円  | 2,280円   | 3,300円  | 470円 |
|         |           |          | その他の者          |             |         | 3,010円  | 4,570円   | 6,620円  | 950円 |
| トレーニング室 | 児童・生徒     |          |                | 1人1日につき120円 |         |         |          |         |      |
|         | その他の者     |          |                | 1人1日につき230円 |         |         |          |         |      |

別表第5の4の(8)を次のように改める。  
(8) 球技場

| 区分          |                |       | 利用料      |          |          |                |
|-------------|----------------|-------|----------|----------|----------|----------------|
|             |                |       | 基本利用料    |          |          | 時間外利用料（1時間につき） |
|             |                |       |          |          |          |                |
| 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |       | 24,600円  | 29,540円  | 49,240円  | 8,360円         |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 147,100円 | 176,460円 | 294,080円 | 52,060円        |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 2,720円   | 3,280円   | 5,470円   | 920円           |
|             |                | その他の者 | 5,470円   | 6,570円   | 10,940円  | 1,860円         |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 27,360円  | 32,830円  | 54,710円  | 9,290円         |

|  |    |  |  |  |  |
|--|----|--|--|--|--|
|  | もの |  |  |  |  |
|--|----|--|--|--|--|

別表第5の4の(9)のアを次のように改める。  
ア 専用の場合

| 区分             |             |                |           |          | 利用料      |          |          |                |
|----------------|-------------|----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------------|
|                |             |                |           |          | 基本利用料    |          |          | 時間外利用料（１時間につき） |
|                |             |                |           |          | 午前       | 午後       | 全日       |                |
| 主競技場           | 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |           | 全面       | 67,090円  | 80,500円  | 134,150円 | 19,890円        |
|                |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 全面       | 400,790円 | 480,950円 | 801,580円 | 117,840円       |
|                | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒     | 全面       | 7,500円   | 8,950円   | 14,900円  | 2,260円         |
|                |             |                | その他の者     | 全面       | 14,900円  | 17,890円  | 29,800円  | 4,420円         |
|                |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 全面       | 74,540円  | 89,440円  | 149,060円 | 22,100円        |
|                | 補助競技場       | 入場料を徴収する場合     | アマチュアスポーツ |          | 全面       | 21,660円  | 25,990円  | 43,320円        |
| アマチュアスポーツ以外のもの |             |                | 全面        | 128,880円 | 154,590円 | 257,640円 | 37,890円  |                |
| 入場料を徴収しない場合    |             | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒     | 全面       | 2,410円   | 2,870円   | 4,810円   | 710円           |
|                |             |                |           | 半面       | 1,200円   | 1,430円   | 2,410円   | 350円           |
|                |             | その他の者          | 全面        | 4,810円   | 5,770円   | 9,620円   | 1,430円   |                |
|                |             |                | 半面        | 2,410円   | 2,870円   | 4,810円   | 710円     |                |
| アマチュアスポーツ以外のもの |             | 全面             | 24,070円   | 28,880円  | 48,140円  | 7,220円   |          |                |
|                |             | 半面             | 12,040円   | 14,440円  | 24,070円  | 3,600円   |          |                |

|      |       |        |        |        |      |
|------|-------|--------|--------|--------|------|
| 雨天走路 | 児童・生徒 | 1,510円 | 1,790円 | 3,010円 | 470円 |
|      | その他の者 | 3,010円 | 3,600円 | 6,000円 | 950円 |

別表第5の4の(9)のイの表中

|      |
|------|
| 60円  |
| 160円 |

を

|      |
|------|
| 70円  |
| 170円 |

に、「110円」を「120円」に、「220円」を「230円」に改め、同表の4の(10)を次のように改める。

(10) 水泳場  
ア 専用の場合

| 区分        |             |                |       | 利用料      |          |          |                |
|-----------|-------------|----------------|-------|----------|----------|----------|----------------|
|           |             |                |       | 基本利用料    |          |          | 時間外利用料（1時間につき） |
|           |             |                |       | 午前       | 午後       | 全日       |                |
| 50メートルプール | 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |       | 44,300円  | 53,170円  | 88,620円  | 15,750円        |
|           |             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 264,200円 | 316,990円 | 528,310円 | 93,690円        |
|           | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 4,910円   | 5,910円   | 9,840円   | 1,750円         |
|           |             |                | その他の者 | 9,840円   | 11,820円  | 19,690円  | 3,500円         |
|           |             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 49,240円  | 59,080円  | 98,470円  | 17,510円        |
| 25メートルプール | 入場料を徴収する    | アマチュアスポーツ      |       | 39,390円  | 47,260円  | 78,770円  | 14,760円        |

|                 |             |                |           |          |          |          |          |
|-----------------|-------------|----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| (冷水期間)          | 場合          | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 234,220円 | 281,070円 | 468,450円 | 83,280円  |
|                 |             | 入場料を徴収しない場合    | アマチュアスポーツ | 4,370円   | 5,250円   | 8,750円   | 1,630円   |
|                 |             |                | その他の者     | 8,750円   | 10,500円  | 17,510円  | 3,280円   |
|                 |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 43,770円  | 52,510円  | 87,530円  | 16,420円  |
| 25メートルプール（温水期間） | 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |           | 59,080円  | 70,890円  | 118,160円 | 21,660円  |
|                 |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 352,690円 | 423,170円 | 705,290円 | 124,930円 |
|                 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒     | 6,570円   | 7,880円   | 13,130円  | 2,410円   |
|                 |             |                | その他の者     | 13,130円  | 15,750円  | 26,250円  | 4,810円   |
|                 |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 65,650円  | 78,770円  | 131,290円 | 24,070円  |
| 飛び込みプール         | 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |           | 29,540円  | 35,450円  | 59,080円  | 10,820円  |
|                 |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 175,720円 | 210,800円 | 351,340円 | 62,460円  |
|                 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒     | 3,280円   | 3,940円   | 6,570円   | 1,200円   |
|                 |             |                | その他の者     | 6,570円   | 7,880円   | 13,130円  | 2,410円   |
|                 |             | アマチュアスポーツ以外のもの |           | 32,830円  | 39,390円  | 65,650円  | 12,040円  |

イ コース貸しの場合

| 区分                         |       | 利用料    |        |        |                |
|----------------------------|-------|--------|--------|--------|----------------|
|                            |       | 基本利用料  |        |        | 時間外利用料（1時間につき） |
|                            |       | 午前     | 午後     | 全日     |                |
| 50メートルプール又は25メートルプール（冷水期間） | 児童・生徒 | 1,100円 | 1,310円 | 2,190円 | 380円           |
|                            | その他の者 | 2,190円 | 2,620円 | 4,370円 | 760円           |
| 25メートルプール（温水期間）            | 児童・生徒 | 1,630円 | 1,970円 | 3,280円 | 600円           |
|                            | その他の者 | 3,280円 | 3,940円 | 6,570円 | 1,200円         |

### ウ 共用の場合

| 区分                                 |       | 利用料  |          |
|------------------------------------|-------|------|----------|
|                                    |       | 1人1日 | 回数券(11枚) |
| 50メートルプール、25メートルプール(冷水期間)及び飛び込みプール | 児童    | 50円  | 500円     |
|                                    | 生徒    | 100円 | 1,000円   |
|                                    | その他の者 | 150円 | 1,500円   |
| 25メートルプール(温水期間)                    | 児童    | 100円 | 1,000円   |
|                                    | 生徒    | 220円 | 2,200円   |
|                                    | その他の者 | 310円 | 3,100円   |

別表第5の4の(11)の表中「140円」を「150円」に、「280円」を「300円」に改め、同表の4の(12)を次のように改める。

(12) 屋内運動場

| 区分   |           |    | 利用料     |         |          |                |
|------|-----------|----|---------|---------|----------|----------------|
|      |           |    | 基本利用料   |         |          | 時間外利用料（1時間につき） |
|      |           |    | 午前      | 午後      | 全日       |                |
| 入場料を | アマチュアスポーツ | 全面 | 68,920円 | 82,720円 | 137,860円 | 24,360円        |

|             |                |       |    |          |          |          |          |
|-------------|----------------|-------|----|----------|----------|----------|----------|
| 徴収する場合      | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 全面 | 413,800円 | 496,560円 | 827,590円 | 145,740円 |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 全面 | 7,660円   | 9,190円   | 15,310円  | 2,700円   |
|             |                |       | 片面 | 3,820円   | 4,590円   | 7,660円   | 1,350円   |
|             |                | その他の者 | 全面 | 15,310円  | 18,380円  | 30,630円  | 5,400円   |
|             |                |       | 片面 | 7,660円   | 9,190円   | 15,310円  | 2,700円   |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 全面 | 76,590円  | 91,880円  | 153,180円 | 27,080円  |
|             |                |       | 片面 | 38,300円  | 45,950円  | 76,590円  | 13,540円  |

別表第5の4の(13)のアを次のように改める。

ア 専用の場合

| 区分                         |       | 利用料     |         |         |                |
|----------------------------|-------|---------|---------|---------|----------------|
|                            |       | 基本利用料   |         |         | 時間外利用料（1時間につき） |
|                            |       | 午前      | 午後      | 全日      |                |
| 全射座                        | 児童・生徒 | 5,460円  | 6,560円  | 10,920円 | 1,930円         |
|                            | その他の者 | 10,920円 | 13,110円 | 21,840円 | 3,860円         |
| スモールボアライフル射座<br>又はエアライフル射座 | 生徒    | 2,730円  | 3,280円  | 5,460円  | 970円           |
|                            | その他の者 | 5,460円  | 6,560円  | 10,920円 | 1,930円         |
| ビームライフル射座                  | 児童・生徒 | 910円    | 1,090円  | 1,820円  | 330円           |
|                            | その他の者 | 1,820円  | 2,190円  | 3,640円  | 640円           |

別表第5の4の(13)のイの表中「310円」を「330円」に、「610円」を「640円」に、「150円」を「160円」に、「300円」を「320円」に改め、同表の4の(14)の表中「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に改め、同表の4の(15)を次のように改める。

(15) 相撲場  
ア 本土俵

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

| 区分          |                |       | 利用料     |         |          |                |
|-------------|----------------|-------|---------|---------|----------|----------------|
|             |                |       | 基本利用料   |         |          | 時間外利用料（1時間につき） |
|             |                |       | 午前      | 午後      | 全日       |                |
| 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      |       | 14,110円 | 16,940円 | 28,210円  | 4,700円         |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 78,370円 | 94,050円 | 156,750円 | 26,120円        |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 1,560円  | 1,890円  | 3,130円   | 510円           |
|             |                | その他の者 | 3,130円  | 3,760円  | 6,260円   | 1,040円         |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 15,680円 | 18,810円 | 31,350円  | 5,210円         |

イ 練習土俵

| 区分    |      | 利用料    |        |        |                |
|-------|------|--------|--------|--------|----------------|
|       |      | 基本利用料  |        |        | 時間外利用料（１時間につき） |
|       |      | 午前     | 午後     | 全日     |                |
| 児童・生徒 | 全面   | 780円   | 940円   | 1,560円 | 250円           |
|       | 1/3面 | 250円   | 320円   | 510円   | 110円           |
| その他の者 | 全面   | 1,560円 | 1,890円 | 3,130円 | 510円           |
|       | 1/3面 | 510円   | 640円   | 1,040円 | 210円           |

別表第5の4の(16)の表中「680円」を「710円」に、「450円」を「470円」に改め、同表の4の(17)の表中

|        |        |
|--------|--------|
| 800円   | 840円   |
| 6,180円 | 6,430円 |

|         |         |
|---------|---------|
| 130円    | 140円    |
| 270円    | 280円    |
| 570円    | 600円    |
| 96円     | 96円     |
| 6,890円  | 7,170円  |
| 2,310円  | 2,410円  |
| 270円    | 280円    |
| 330円    | 350円    |
| 550円    | 580円    |
| 550円    | 580円    |
| 650円    | 680円    |
| 1,100円  | 1,150円  |
| 4,270円  | 4,440円  |
| 32,980円 | 34,300円 |
| 550円    | 580円    |
| 330円    | 350円    |
| 1,310円  | 1,370円  |
| 890円    | 930円    |
| 760円    | 790円    |
| 470円    | 490円    |
| 1,250円  | 1,300円  |

を

に、

|         |         |
|---------|---------|
| 540円    | 570円    |
| 570円    | 600円    |
| 280円    | 300円    |
| 500円    | 520円    |
| 810円    | 850円    |
| 500円    | 520円    |
| 3,780円  | 3,940円  |
| 41,520円 | 43,180円 |
| 5,050円  | 5,260円  |
| 42,790円 | 44,510円 |
| 3,780円  | 3,940円  |
| 41,520円 | 43,180円 |
| 2,140円  | 2,230円  |
| 1,360円  | 1,420円  |
| 210円    | 220円    |
| 810円    | 850円    |
| 210円    | 220円    |
| 150円    | 160円    |

|        |        |
|--------|--------|
| 690円   | 720円   |
| 1,150円 | 1,200円 |

|       |     |       |           |         |
|-------|-----|-------|-----------|---------|
| 冷暖房設備 | 会議室 |       | 1 設備 1 時間 | 210円    |
|       | 体育館 | 大アリーナ | 1 時間      | 17,820円 |
|       |     | 小アリーナ | 1 時間      | 2,400円  |

|           |     |       |           |         |
|-----------|-----|-------|-----------|---------|
| 冷暖房<br>設備 | 会議室 |       | 1 設備 1 時間 | 220円    |
|           | 体育館 | 大アリーナ | 1 時間      | 18,540円 |
|           |     | 小アリーナ | 1 時間      | 2,500円  |
| 長机        |     |       | 1 卓 1 日   | 80円     |
| 折り畳み椅子    |     |       | 1 脚 1 日   | 30円     |

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第56号

高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別表第1第6号」を「別表第2第6号」に、「、医療若しくは施設療養」を「若しくは医療」に改め、同条第4号中「別表第1第8号」を「別表第2第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第57号**

**公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中

「

|                                                      |                                |
|------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当） | 1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 |
|------------------------------------------------------|--------------------------------|

」

を

「

|                                                                           |                                  |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）                      | 1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額   |
| 7 異常な自然現象により重大な災害が発生した区域で行う学校教育活動の支援に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（災害時学校教育活動支援業務手当） | 1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 |

」

に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。